4　貸倒引当金制度について、貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき権利を除外することとした。（所得税法第五二条関係）

5　配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利（以下これらを「配偶者居住権等」という。）について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第六〇条関係）

㈠　相続等により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する居住建物等の取得費は、その建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば居住建物等を譲渡した時においてその取得費の額として計算される金額から、居住建物等を譲渡した時において配偶者居住権等が消滅したとしたならば左記㈡により配偶者居住権等の取得費とされる金額を控除する。

㈡　配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額の計算については、配偶者居住権等を取得した時において、その時に居住建物等を譲渡したとしたならば居住建物等の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権等の価額に相当する金額に対応する部分の金額として一定の計算をした金額により配偶者居住権等を取得したものとし、当該金額から配偶者居住権の存続する期間を基礎として一定の計算をした金額を控除した金額をもって配偶者居住権等の取得費とする。

6　雑所得を生ずべき業務を行う一定の居住者のその年分のその業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができることとした。（所得税法第六七条関係）

7　確定申告書の添付書類について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第一二〇条関係）

㈠　医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、改正前の医療保険者等の医療費の額を通知する一定の書類の添付に代えて、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会の医療費の額を通知する一定の書類の添付ができる。

㈡　その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が一、〇〇〇万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、一定の方法により、その雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない。

8　源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得等を生ずべき業務に係る支払に係るもの及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）における推計課税について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二二一条関係）

㈠　税務署長は、源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合には、その給与等の支払に関する規程並びにその給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

㈡　税務署長は、右記㈠によりその給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計することが困難である場合には、その支払の日をその給与等の計算期間に属する各月の末日とし、又はその支払の日におけるその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を、その計算期間における源泉徴収義務者の給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これをその計算期間の月数で除して計算した金額として、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

㈢　税務署長は、右記㈡の場合において、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数を推計し、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

㈣　給与等のほか、退職手当等及び報酬等並びに給与等、退職手当等又は報酬等に相当する国内源泉所得についても同様の措置を講ずる。

9　その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者等でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が三〇〇万円を超えるものは、一定の方法により、その業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として一定の書類を保存しなければならないこととした。（所得税法第二三二条関係）

二　所得税法の一部改正

源泉徴収における推計課税について、連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法第二二一条関係）

三　法人税法の一部改正

1　連結納税制度を見直し、通算制度として次の㈠から㈢までの措置を講ずるとともに、通算制度への移行にあわせて㈢の見直しを行うこととした。

㈠　損益通算及び欠損金の通算

連結納税義務者に関する規定並びに連結所得の金額及び連結法人税額の計算に関する規定を削除するとともに、次の措置を講ずる。（旧法人税法第一編第二章の二及び第二編第一章の二関係）

(1)　損益通算（法人税法第六四条の五関係）

イ　通算法人の所得事業年度終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通算法人の特定欠損金額（(2)イに掲げる金額をいう。）を、その所得事業年度の通算対象欠損金額（その所得事業年度において損金の額に算入し、通算法人の欠損事業年度終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、その通算法人のその欠損事業年度の通算対象所得金額は、その欠損事業年度において益金の額に算入する。

ロ　通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が期限内申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された通算前所得金額又は通算前欠損金額を右記イの通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなして右記イの計算をする。

(2)　欠損金の通算（法人税法第六四条の七関係）

イ　通算法人の欠損金の繰越控除の適用を受ける事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額はその通算法人の特定欠損金額と各通算法人の欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額（以下「非特定欠損金額」という。）の合計額を各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の比で配分した金額との合計額とし、繰越控除はそれぞれ次に掲げる金額を限度とする。

(イ)　各通算法人の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金の繰越控除前の所得の金額に達するまでの金額の比で配分した金額

(ロ)　各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の非特定欠損金額の合計額を各通算法人の配分後の損金算入限度額の比で配分した金額

ロ　他の通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に添付された書類に当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額とみなす。